

日本製鉄グループ会社の皆さまへ

ご案内をご一読いただき、この機会にぜひ

加入・保障の見直しをご検討ください！

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁
公的保険ポータル



2027年 団体保険制度のご案内

契約概要・注意喚起情報

お申込みにあたっては契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。

～日本製鉄グループ てつのお守り～

グループ団体定期保険Su

無配当団体定期保険

お手頃な保険料で
万一に備えられる。



この保険は福利厚生制度の一環です。

加入コースと保険料は巻末をご覧ください

この保険のポイント



お手頃な保険料

まとまった人数で加入することにより、お手頃な保険料で保障が準備できます。

例えば病気で死亡されたとき

保険金額300万円の場合

保険料例（概算保険料月額）

男性30歳 288円 女性30歳 228円



毎年見直し可能

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。



入院保障が選べます

入院に関する保障をニーズに合わせて追加できます。



医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知事項に該当がなければお申込みいただけます。



生命保険料控除の対象

保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

申込締切日 更新時：2026年10月20日（火） 左記以降：毎月5日

※更新時の加入日は、更新日となります。それ以降の加入日は申込締切日の翌月1日となります。

窓口 各社担当課の事務係

Webでのお手続きの場合：Web画面からお申込みください。

書面でのお手続きの場合：申込書に所定事項をご記入のうえ窓口までご提出ください。

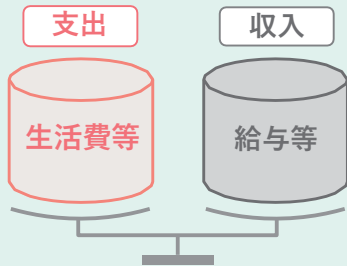
※昨年と同内容で更新される方はお手続き不要です。

S-2

無配当団体定期保険

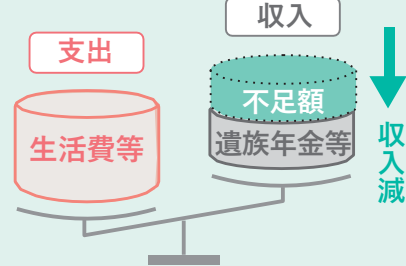
生活資金の不足額を考えたことはありますか？

現在は、支出と収入の
バランスが取れています。



亡くなられたときは、残されたご家族の
支出と収入のバランスが崩れ、
「不足額」が生じます。

しかし



支出 生活費、教育費等

収入 遺族年金、預貯金等

生活資金の不足額

収入を上回る支出が
生活資金の不足額
となります

※教育費…文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」、
「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均
額（定員1人当たり）の調査結果について」、令和5年度
「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株
式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態
調査結果」からすべて国公立・塾あり・下宿なしの前提
で推計

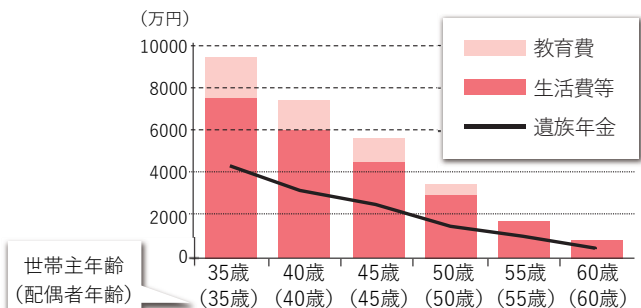
※生活費…総務省統計局2023年「家計調査」から東京都の
平均生活費を推計

※遺族年金…記載の内容（金額）は2024年10月現在の制度
によります（2024年度価格）。
今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあ
ります。

配偶者が老齢基礎年金を受け取れる年齢（65歳）までの生活資金の不足額

【ご家族構成】

・世帯主（男性・35歳） ・配偶者（女性・35歳） ・お子さま2人（5歳・3歳）
22歳時に厚生年金加入。
平均標準報酬額39.6万円



	生活費等	7560	6060	4560	3060	1560	780
	教育費	1743	1526	1142	490	—	—
①	支出合計	9303	7586	5702	3550	1560	780
②	遺族年金	4326	3441	2556	1694	1100	550
① - ②	不足額	4977	4145	3146	1856	460	230

（単位：万円）

不足額を保険で準備しましょう。

無配当団体定期保険の活用術

無配当団体定期保険で準備する部分

ベースとなる死亡または高度障害の保障等の
一部をお手頃な保険料・簡単な手続きで準備
できます。

個人保険で準備する部分

就労不能・介護や教育費用に関する保障等、
さまざまなリスク対策ができる個人保険で、
残りの不足額をカバーできます。

無配当団体定期保険を活用することで、不足額の一部を
準備できます

万が一（死亡）の際の費用が心配。備えておきたいところです。

☒ 遺族の生活に対する不安 （複数回答：上位2項目）

遺族の
日常生活資金が
不足する

43.5%

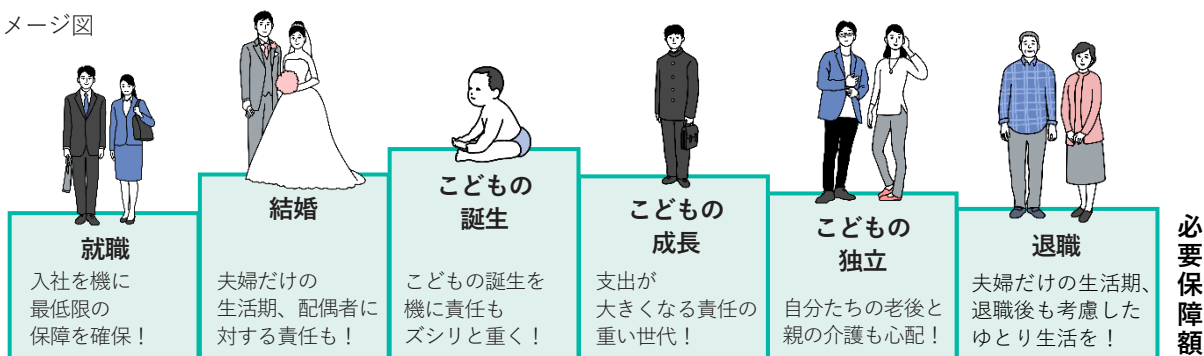
遺族年金等の
公的保障だけでは
不十分

44.1%

出典：公益財団法人生命保険文化センター
2022(令和4)年度「生活保障に関する調査」に基づき
住友生命にて作成

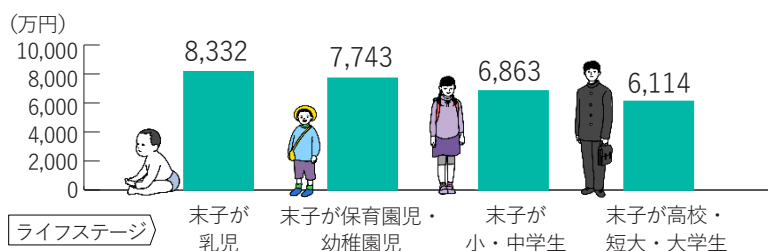
ライフステージによって変化する必要保障額

イメージ図



世帯主が万が一（死亡）の場合の家族の必要生活資金

世帯主に万が一（死亡）のことがあった場合に、
残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果



年齢や家族構成等に応じて、
また、身のまわりの様々な
リスクを想定して、
保障を準備しましょう。

出典：生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」に基づき
住友生命にて作成

参考 お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば 公立小・中学校（塾あり）→私立高校（塾あり）→
私立大学（文法政経商系・昼間部・自宅通学）の場合

約1,161万円

出典：文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」、「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」、令和5年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から住友生命にて推計



本パンフレットについて

お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、ご案内しています。

無配当団体定期保険

契約概要

▶ P03

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主な支払事由と制限事項
- ・保険金額、保険料、保険期間 等

注意喚起情報

▶ P08

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金などが支払われない場合 等

支払に関する補足説明

▶ P11

保険金などが支払われる際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金などの支払の具体例 等

◆ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください。保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

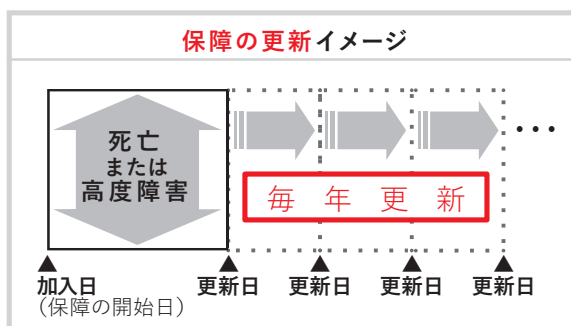
◆パンフレット保管のお願い

ご加入内容の確認が必要な時にいつでも参照できるように、次回更新時まで本パンフレットを必ず保管してください。

契約概要

〈1〉団体定期保険のしくみ

- 団体の所属員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、団体が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保障内容と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。



〈2〉加入対象者 ※更新日時点の年齢です。

〔本人〕

対象団体の役員・従業員で
満14歳6か月超70歳6か月以下の方
(満55歳以上で退職した場合は、満70歳6か月以下まで継続加入できます。)

- 日本製鉄からの出向者は除きます。

〔配偶者〕

本人の戸籍上の配偶者で
満18歳以上
70歳6か月以下の方

〔お子さま〕

満2歳6か月超22歳6か月以下の方

※ お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P06

対象団体

日鉄レールウェイトテクノス、日鉄関西マシニング、ワコースチール、日鉄パイプライン&エンジニアリング、日鉄物流、N S ロジ関西、和歌山共同火力、S K 健康保険組合、日鉄スラグ製品、大阪鋼管、尼崎金属工業、鹿島アントラーズ・エフ・シー、日鉄テクノロジー、日鉄精密加工、大阪チタニウムテクノロジーズ、日鉄物産システム建築、日鉄スチール、四国鉱産、日鉄ステンレス鋼管、共英製鋼、テックスエンジニアリングサービス、日鉄保険サービス

※2026年6月12日現在の対象会社を記載しております。

〈3〉更新日、加入日（保障開始日）、保険期間

〔更新日〕 1月1日

〔加入日（保障開始日）〕 毎月1日

〔保険期間〕 更新日から 2027年12月31日までの1年間

※保険期間途中の加入者は、加入した日から保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。

※お申し出がない場合には、毎年更新日に自動更新されます。

〈4〉支払われる保険金など（保障の内容）

基本保障／以下の保障がセットとなります。

保険金・給付金	支払対象となる場合	名称
死亡保険金 (注1)	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	本人・配偶者：主契約 お子さま：団体定期保険こども特約
高度障害保険金 (注1)	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態(※)になられたとき	本人・配偶者：主契約 お子さま：団体定期保険こども特約
災害保険金 (注2)	加入者が保険期間中に、加入日以後に発生した不慮の事故(※)による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたとき、または加入日以後に発病した所定の感染症(※)を直接の原因として死亡されたとき	本人・配偶者： 団体定期保険傷害特約 お子さま：団体定期保険こども傷害特約
障害給付金 (注3)	加入者が保険期間中に、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に障害等級第1級～第6級(※)のいずれかになられたとき	本人・配偶者： 団体定期保険傷害特約 お子さま：団体定期保険こども傷害特約

(注1) 死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に終了します。

(注2) 災害保険金は、同一の不慮の事故を原因としてすでに支払われた障害給付金があれば、その合計額を差し引いて支払われます。

(注3) 障害給付金は何度でもその都度支払われますが、同一の不慮の事故または同一の保険期間において通算して災害保険金の10割をもって限度とします。

次ページに続く

追加保障／基本保障に加入される場合に、以下の保障がセットになった追加保障をお申込みいただけます。

給付金	支払対象となる場合	名称
災害入院給付金 (注4)	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に入院(※)を開始され、継続して2日以上入院されたとき	本人・配偶者： 団体定期保険入院保障特約 お子さま： 団体定期保険こども入院保障特約
疾病入院給付金 (注4)	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発病した疾病を直接の原因として、継続して2日以上入院されたとき	本人・配偶者： 団体定期保険入院保障特約 お子さま： 団体定期保険こども入院保障特約
入院保障充実給付金(注5)	災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	本人・配偶者： 団体定期保険入院保障特約 お子さま： 団体定期保険こども入院保障特約

(注4) 1回の入院の支払日数は災害入院・疾病入院で各120日を限度(更新前の支払日数を含む)、また災害入院・疾病入院を通算して1000日を限度とします。なお、通算支払日数が1000日に達したときは、それ以降入院された場合、入院保障充実給付金も支払われません。

(注5) 継続した1回の入院につき入院給付日額の5倍の金額が一時金として支払われます。

(※) 「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「障害等級第1級～第6級」「入院」についての詳細は支払に関する補足説明をご確認ください。

詳細

支払に関する補足説明

▶ P11

特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。



保険金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

注意喚起情報 [5] 保険金などが支払われない場合について

▶ P09

～ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう、さまざまなコースをご用意しております～

加入コースと保険料は **巻末** をご確認ください

全員加入制度について

この保険は、「全員加入制度」と「任意加入制度」で構成されています。

対象団体は ▶ P4 をご確認ください

加入者	○対象団体の満14歳6か月超65歳6か月以下の役員・従業員（退職者は除きます。） ※告知事項に該当した場合および加入に不同意の場合は対象外です（注1）。
保険料の負担	○会社
受取人	○死亡保険金 労働基準法施行規則第42条～第45条に定める加入者の遺族 （優先順位の高い順に（1）配偶者（2）死亡当時、生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順等） ○高度障害保険金 加入者（保障の対象となる方）自身

(注1) 全員加入制度における告知は団体が一括して行います（告知事項は任意加入制度と内容が異なります）。
告知事項に該当し加入できなかった方については、告知事項に該当しなくなった段階で加入手続きを行います。

〈5〉受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は契約概要〈2〉加入対象者に記載の〔本人〕となります。）
※高度障害保険金および給付金は保障の対象となる方が受取人です。

〈6〉配当金

無配当団体定期保険のため、配当金はありません。

〈7〉脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

注意喚起情報 [4] この制度から脱退する場合について

▶ P08

〈8〉引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

〈9〉保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。

退職後も継続される場合は、退職時に12月までの残月保険料を一括でお支払いいただき、翌更新時から口座振替となります。口座振替は、収納代行会社 株式会社 シーエスエス（略称C S S）に委託し、年1回、1月27日に12か月分保険料を一括で自動振替となります。1月27日の振替が不能の場合は、2月27日に再度振替が行われ、2月27日の振替も不能の場合は1月1日にさかのぼって自動的に脱退となり、保障はなくなりますので、ご注意ください。なお振替日が休日の場合は翌営業日となります。



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても、保険金などは支払われません。
- この制度における保険金の支払いが特に多い場合、割増保険料が加算されたり、加入できる保険金額が制限される場合があります。
- 追加保障のみの加入はできません。必ず基本保障とセットで加入してください。
- 満65歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額が1000万円に制限されます。
- 定年退職後も継続加入される方は、現行の保障内容から増額することはできません。また新たに追加保障に加入することはできません。
- 任意脱退、保障内容の変更は、毎年1月1日（更新日）のみ取り扱います。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・配偶者、お子さまのみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
 - ・本人より高い保障内容のコースには加入できません。
 - ・追加保障に加入される場合には、必ず本人も追加保障に加入してください。
 - ・加入対象となるお子さまは、同一の保障内容で、全員お申込みください。
 - ・お子さまの入院給付日額は、本人が加入した入院給付日額の6割以下としてください。

加入対象者について

契約概要 〈2〉 加入対象者

▶ P03

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。
今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

- 加入者が負担した保険料はそれぞれ以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

【主契約・こども特約保険料】

一般生命保険料控除

【入院保障特約・こども入院保障特約保険料】

介護医療保険料控除

※上記以外の保険料は生命保険料控除の対象外となります。

- 保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。

※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。

※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。

- 高度障害保険金および給付金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

注意喚起情報

※お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
※生命保険一般についての基本的な内容や制度などを記載しています。個別の保障内容は「契約概要」に記載しておりますのでご確認ください。
※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

[1] 申込み時／クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は団体（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

[2] 申込み時／告知に関する重要事項について

◎健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込時に告知欄に反映いただいた内容が告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込時に告知欄で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

◎口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である団体の事務担当者などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込時に告知事項を必ずご確認ください、確認した結果を告知欄に反映してください。



◎正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込時の告知事項に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合、以下の取扱いとなります。

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
- ・すでに払い込んだ保険料は返金されません。

[3] 申込み時／責任開始期について

ご提出いただいた加入申込内容に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である団体の事務担当者などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

[4] 加入後／この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

[本人]

加入対象者ではなくなった場合

[配偶者・お子さま]

本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合（※）

（※）保険期間中に加入対象でなくなったお子さまは、保険期間最終日まで継続できます。

■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては団体の事務担当者または注意喚起情報 [9] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口についてに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

[5] 請求時／保険金などが支払われない場合について

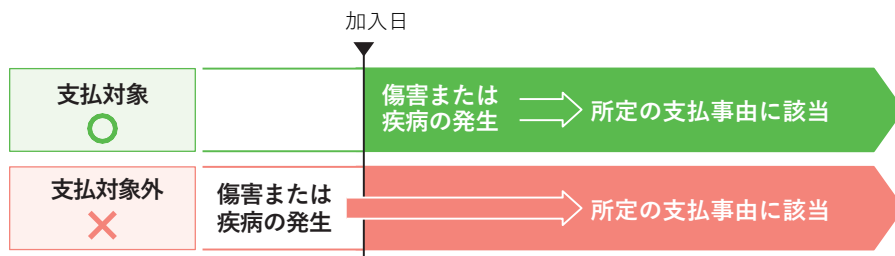


次のような場合には、保険金などが支払われないことがあります。

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■ 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等の支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、支払いの対象となりません。ただし、入院保障特約およびこども入院保障特約においては、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因による入院とみなします。



■ 契約者または加入者が告知した内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■ 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などを不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合

※これらの場合、すでに払い込んだ保険料は返金されません。

■ 契約者、加入者または保険金（給付金）受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■ 下記免責事由に該当した場合

[死亡保険金または高度障害保険金]

- ・ 加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。
- ・ 契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害
- ・ 加入者の故意による高度障害
- ・ 戦争その他の変乱による死亡または高度障害

[その他の保険金・給付金]

- ・ 加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・ 保険金（給付金）受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・ 加入者の犯罪行為によるとき
- ・ 加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・ 加入者の薬物依存によるとき（入院保障特約・こども入院保障特約のみ）
- ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

その他事例

保険金などが支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

▶ P15

[6] 請求時／保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金が支払われますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体の事務担当者または後述の「住友生命からのお知らせ」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金の円滑な請求のためにも、受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

[7] 諸制度／生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減される場合があります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

[8] 諸制度／生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

[9] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）

0120-357224

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号： 590000077
- 契約者名： 日鉄保険サービス株式会社

申込手続き完了後の各種資料の配付や加入内容の変更・脱退などにつきましては、団体窓口へお問い合わせください。

支払に関する補足説明

契約概要 〈4〉支払われる保険金など（保障の内容）に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「入院」「障害等級第1級～第6級」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

- 〔1〕 完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
- 〔2〕 声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合
あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
- 〔3〕 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記〈1〉～〈7〉すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合
〈1〉食物摂取 〈2〉排便・排尿 〈3〉排便・排尿の後始末 〈4〉衣服着脱 〈5〉起居 〈6〉歩行 〈7〉入浴
- 〔4〕 両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔5〕 両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔6〕 片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔7〕 片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません**

●不慮の事故【主な例】

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火焰（かえん）による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症（治療の原因が疾病によるものを除く）

●感染症

対象となる感染症は下記のものをいいます。

○コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡（とうそう）、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）

○新型コロナウイルス感染症

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいい、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める次のいずれかの疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、これを含めます。

1. 一類感染症、二類感染症または三類感染症
2. 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
3. 指定感染症

※平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中のもの（分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」による）

次ページに続く

●入院【ご留意いただきたい点】

〔 支払対象となる入院 〕

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限りします。
- 特約の加入日前の傷害または疾病を原因として入院された場合でも、特約の加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、特約の加入日以後に生じた原因による入院とみなします。

〔 入院保障充実給付金 〕

- 災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院を2回以上された場合でも、その入院が継続した1回の入院とみなされる場合は、1回のみ支払われます。
- 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われるときのみ支払われます。

〔 その他ご留意いただきたい点 〕

- 入院保障特約・子ども入院保障特約の保障対象は入院に限られます。
- 入院給付金の支払対象となった入院の退院日の翌日から180日以内に入院された場合は、**原因を問わず継続した1回の入院とみなします。**ただし、災害による入院と疾病による入院は別入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複して支払われません。災害入院と疾病入院が重複している入院期間は、災害入院給付金が優先して支払われます。
- 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
 - 〈1〉不慮の事故以外の外因による傷害を原因とした入院
 - 〈2〉不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
 - 〈3〉分娩のための入院（異常分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の給付対象となる入院に限りします。）

●障害等級第1級～第6級【身体障害状態と障害給付金の給付割合】

〈第1級〉 給付割合 10割

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

〈第2級〉 給付割合 7割

- 8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
- 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの
- 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの

〈第3級〉 給付割合 5割

- 12.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 16.10足指を失ったもの
- 17.脊柱(せきちゅう)に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの

〈第4級〉 給付割合 3割

- 18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
- 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
- 21.1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
- 22.1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
- 23.1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
- 24.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
- 25.1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
- 26.1 0足指の用を全く永久に失ったもの
- 27.1 足の5足指を失ったもの

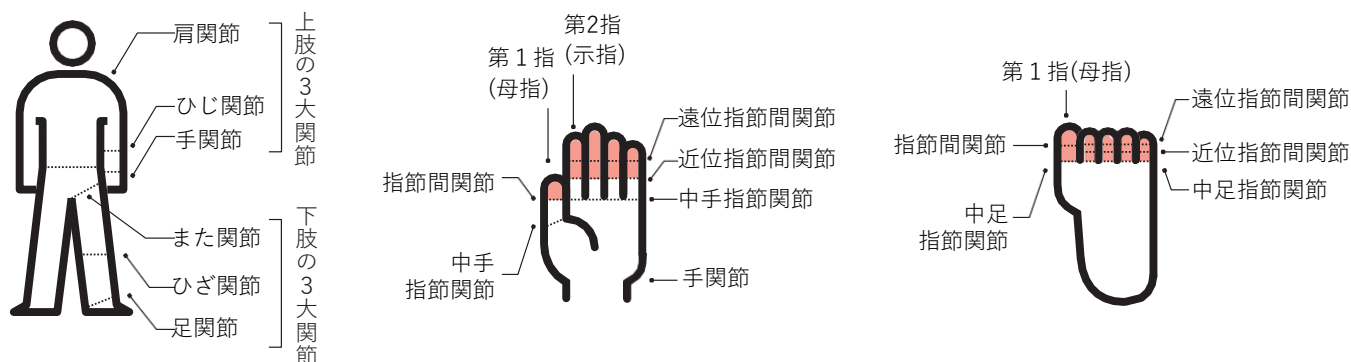
〈第5級〉 給付割合 1.5割

- 28.1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
- 29.1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
- 30.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの
- 31.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの
- 32.1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの
- 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの
- 34.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの
- 36.脊柱(せきちゅう)(頸椎(けいつい)を除く)に運動障害を永久に残すもの

〈第6級〉 給付割合 1割

- 37.1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
- 38.1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
- 39.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの
- 40.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの
- 41.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの
- 42.1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの
- 43.1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの

●身体障害略図



・ は手指または足指を示します。
手指または足指を失った場合とは図の の部分を失った場合をいいます。

●身体障害状態の補足説明

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂（がんけんかすい）による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音（こうしんおん）、歯舌音（しぜつおん）、口蓋音（こうがいおん）、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となりその回復の見込みのない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動まひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

詳細

支払に関する補足説明のより詳しい内容については、後述の「住友生命からのお知らせ」に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命からの お知らせ

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも**保険金・給付金**をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、**保障内容を十分にご確認**ください！

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの
手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



保障内容を
お受取人の方に
お伝えください！



あなたの未来を強くする



■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、勤務先の会社等を通じてのお手続きとなります。「支払事由」に該当する可能性がある場合は、勤務先の会社等に申し出てください。ご不明な点がございましたら、契約者（団体）の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル(団体保険支払室)

【受付時間】

0120-307191

月曜日～金曜日午前9時～午後5時(祝日・12月31日～1月3日を除く)

保険金などが支払われる場合または 支払われない場合の具体的な事例

事例1 高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

○ 支払われる場合

加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。

✕ 支払われない場合

「脳梗塞」の後遺症として半身のまひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例2 死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、その加入者に対する部分は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細

注意喚起情報 [2] 告知に関する重要事項について

▶ P08

○ 支払われる場合

加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せずに加入**したが、加入半年後に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」で死亡**した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、因果関係がないため、死亡保険金が支払われます。

✕ 支払われない場合

加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せずに加入**し、加入半年後に「肝炎」を**原因とする「肝がん」で死亡**した場合。

告知義務違反のため解除となり、死亡保険金は支払われません。

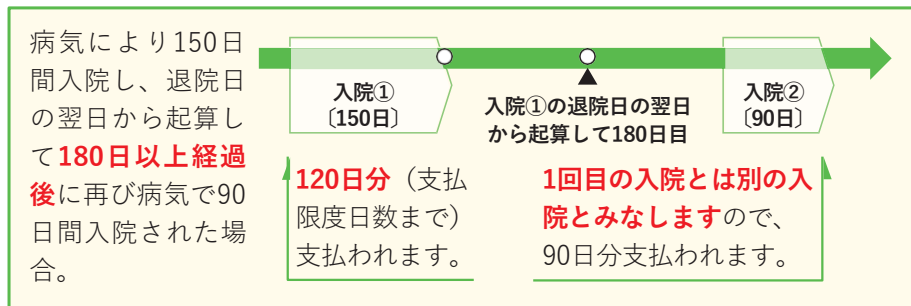
解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、その加入者に対する部分は解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。

事例3 入院給付金の支払い【支払限度日数】

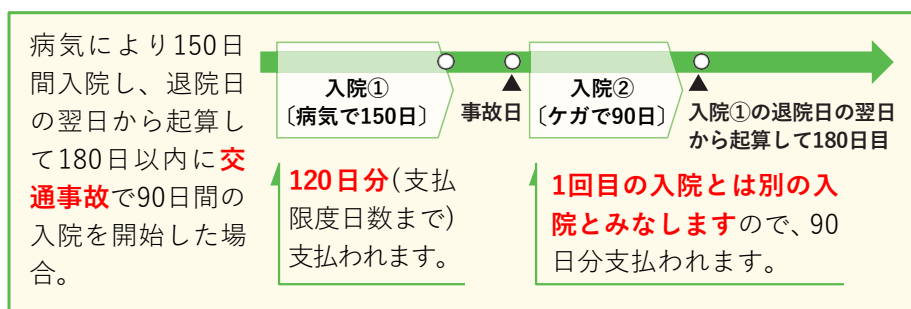
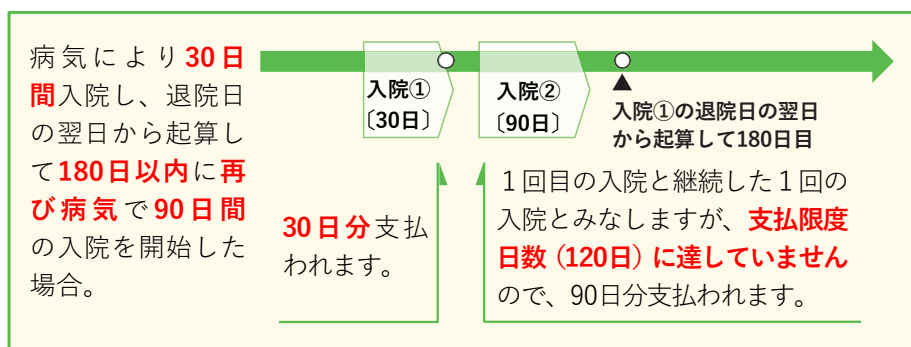
入院給付金は、入院日数が「1回の入院に対する支払限度日数」かつ「通算の支払限度日数」以内の場合に支払われます。

支払われる場合



解説

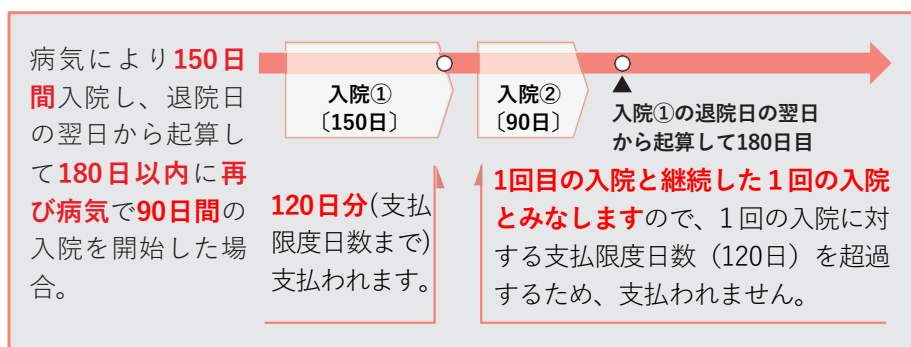
2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日経過後に開始した入院は、1回目の入院とは別の入院とみなします。



解説

病気による入院とケガによる入院は、それぞれ別の入院とみなします。

支払われない場合



解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日以内に開始した入院は、原因を問わず継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。この場合、支払限度日数(120日)に達するまで支払われますが、支払限度日数を超過した分は支払われません。なお、疾病による入院と不慮の事故による傷害を原因とした入院は、それぞれ別の入院とみなします。

事例4 入院保障充実給付金の支払い【給付対象となる入院】

入院保障充実給付金は、2回以上の入院をされた場合でも、「継続した1回の入院」とみなす場合は1回のみ支払われます。

支払われる場合

病気により入院し、退院日の翌日から起算して**180日以上経過後**に再び病気で入院された場合。

入院①
〔病気〕

入院①の退院日の翌日から起算して180日目

入院②
〔病気〕

入院保障充実給付金が支払われます。

1回目の入院とは別の入院とみなしますので、支払われます。

解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日経過後に開始した入院は、1回目の入院とは別の入院とみなします。

病気により入院し、退院日の翌日から起算して**180日以内に交通事故**で入院された場合。

入院①
〔病気〕

▲
事故日

入院②
〔ケガ〕

入院①の退院日の翌日から起算して180日目

入院保障充実給付金が支払われます。

1回目の入院とは別の入院とみなしますので、支払われます。

解説

病気による入院とケガによる入院は、それぞれ別の入院とみなします。

支払われない場合

病気により入院し、退院日の翌日から起算して**180日以内に再び病気**で入院された場合。

入院①
〔病気〕

入院②
〔病気〕

▲
入院①の退院日の翌日から起算して180日目

入院保障充実給付金が支払われます。

2回目の入院は1回目の入院と継続した1回の入院とみなしますので、支払われません。

解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日以内に開始した入院は、原因を問わず継続した1回の入院とみなし、入院①のみに対し、入院保障充実給付金が支払われます。なお、疾病による入院と不慮の事故による傷害を原因とした入院は、それぞれ別の入院とみなします。

加入コースと保険料

< 基本保障 >

内容		保険金・給付金	役員・従業員（本 人）コース					
			配偶者コース					
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 2500	万円 2000	万円 1500	万円 1000	万円 800	万円 700	
所定の原因で 死亡されたとき	死亡保険金 + 災害保険金	万円 3500	万円 3000	万円 2250	万円 1500	万円 1200	万円 1050	
所定の原因で 高度障害状態になられたとき ※	高度障害保険金	万円 2500	万円 2000	万円 1500	万円 1000	万円 800	万円 700	
所定の原因で 障害状態（障害等級第1級～ 第6級）になられたとき	障害給付金	万円 1000 ～100	万円 1000 ～100	万円 750 ～75	万円 500 ～50	万円 400 ～40	万円 350 ～35	

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 1991.7.2～2012.7.1生	男性	2,275	1,920	1,440	960	768	672
		女性	1,775	1,520	1,140	760	608	532
	36歳～40歳 1986.7.2～1991.7.1生	男性	2,650	2,220	1,665	1,110	888	777
		女性	2,375	2,000	1,500	1,000	800	700
	41歳～45歳 1981.7.2～1986.7.1生	男性	3,275	2,720	2,040	1,360	1,088	952
		女性	2,700	2,260	1,695	1,130	904	791
	46歳～50歳 1976.7.2～1981.7.1生	男性	4,275	3,520	2,640	1,760	1,408	1,232
		女性	3,450	2,860	2,145	1,430	1,144	1,001
	51歳～55歳 1971.7.2～1976.7.1生	男性	5,825	4,760	3,570	2,380	1,904	1,666
		女性	4,350	3,580	2,685	1,790	1,432	1,253
	56歳～60歳 1966.7.2～1971.7.1生	男性	8,025	6,520	4,890	3,260	2,608	2,282
		女性	5,275	4,320	3,240	2,160	1,728	1,512
61歳～65歳 1961.7.2～1966.7.1生	男性	11,800	9,540	7,155	4,770	3,816	3,339	
	女性	6,700	5,460	4,095	2,730	2,184	1,911	
66歳～70歳 1956.7.2～1961.7.1生	男性	－	－	－	6,870	5,496	4,809	
	女性	－	－	－	3,530	2,824	2,471	

※所定の原因で高度障害状態になられたときは、障害等級第1級の障害給付金もあわせて支払われます。

内容	保険金・給付金	役員・従業員（本 人）コース・配偶者コース				
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 600	万円 500	万円 300	万円 200	万円 100
所定の原因で 死亡されたとき	死亡保険金 + 災害保険金	万円 900	万円 750	万円 450	万円 300	万円 150
所定の原因で 高度障害状態になられたと き※	高度障害保険金	万円 600	万円 500	万円 300	万円 200	万円 100
所定の原因で 障害状態（障害等級第1級～ 第6級）になられたとき	障害給付金	万円 300 ～30	万円 250 ～25	万円 150 ～15	万円 100 ～10	万円 50 ～5

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 1991.7.2～2012.7.1生	男性 576	女性 456	480	288	192	96
	36歳～40歳 1986.7.2～1991.7.1生	男性 666	女性 600	555	333	222	111
	41歳～45歳 1981.7.2～1986.7.1生	男性 816	女性 678	680	408	272	136
	46歳～50歳 1976.7.2～1981.7.1生	男性 1,056	女性 858	880	528	352	176
	51歳～55歳 1971.7.2～1976.7.1生	男性 1,428	女性 1,074	1,190	714	476	238
	56歳～60歳 1966.7.2～1971.7.1生	男性 1,956	女性 1,296	1,630	978	652	326
	61歳～65歳 1961.7.2～1966.7.1生	男性 2,862	女性 1,638	2,385	1,431	954	477
	66歳～70歳 1956.7.2～1961.7.1生	男性 4,122	女性 2,118	3,435	2,061	1,374	687
						706	353

※所定の原因で高度障害状態になられたときは、障害等級第1級の障害給付金もあわせて支払われます。

次ページに続く

内容	保険金・給付金	お子さまコース		
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 300	万円 200	万円 100
所定の原因で 死亡されたとき	死亡保険金 + 災害保険金	万円 450	万円 300	万円 150
所定の原因で 高度障害状態になられたとき※	高度障害保険金	万円 300	万円 200	万円 100
所定の原因で 障害状態（障害等級第1級～ 第6級）になられたとき	障害給付金	万円 150 ～15	万円 100 ～10	万円 50 ～5
保険料月額・円		1人につき 276	1人につき 184	1人につき 92

※所定の原因で高度障害状態になられたときは、障害等級第1級の障害給付金もあわせて支払われます。

<追加保障>

内容		給付金		役員・従業員（本 人） コース・配偶者コース		お子さまコース	
継続して2日以上 入院されたとき		災害入院給付金または 疾病入院給付金 入院給付日額×入院日数		日額 円 5,000	日額 円 3,000	日額 円 3,000	日額 円 1,800
		入院保障充実給付金		上記日額の5倍の一時金			
保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 1991.7.2～2012.7.1生	男性	910	546	1人につき 522	1人につき 313	
		女性	940	564			
	36歳～40歳 1986.7.2～1991.7.1生	男性	1,035	621			
		女性	1,105	663			
	41歳～45歳 1981.7.2～1986.7.1生	男性	1,190	714			
		女性	1,145	687			
	46歳～50歳 1976.7.2～1981.7.1生	男性	1,535	921	本人の入院 給付日額が 5,000円 の場合に 加入できます		
		女性	1,345	807			
	51歳～55歳 1971.7.2～1976.7.1生	男性	1,995	1,197			
		女性	1,565	939			
	56歳～60歳 1966.7.2～1971.7.1生	男性	2,520	1,512			
		女性	1,915	1,149			
61歳～65歳 1961.7.2～1966.7.1生	男性	3,320	1,992				
	女性	2,565	1,539				
66歳～70歳 1956.7.2～1961.7.1生	男性	4,480	2,688				
	女性	3,375	2,025				



追加保障の支払例

入院給付日額5,000円に加入、
病気で1泊2日の入院をされた場合

<疾病入院給付金>

5,000円×2日=10,000円



<入院保障充実給付金>

5,000円×5=25,000円

<支払金額>

=35,000円



■ **本パンフレットに記載の保険料は概算保険料です。**実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。ただし、追加保障・お子さまの保険料は確定保険料となっています。

■ **保険料は毎年更新日に見直されます。**

■ 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P06